

東京都エネルギー問題アドバイザーボード設置要綱

5 産 労 産 計 第 108 号
令和 5 年 5 月 19 日

(設置の目的)

第 1 電力の需給などをはじめとする東京都におけるエネルギー問題や、今後のエネルギー施策の方向性等を検討するにあたり有識者の意見を参考にするために、「東京都エネルギー問題アドバイザーボード」（以下、「アドバイザーボード」とする。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 アドバイザーボードは、次の事項について有識者の意見を聴取する。

- (1) 東京都におけるエネルギー問題に関すること
- (2) エネルギー施策の方向性に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(委員等)

第 3 アドバイザーボードは、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

2 知事が必要があると認めるときは、委員以外の者をアドバイザーボードに出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 3 の規定により委嘱を受けた日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(召 集)

第 5 アドバイザーボードは、知事が招集する。

(謝 金)

第 6 アドバイザーボードの委員及び第 3 第 2 項の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、外部講師謝金支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第 7 アドバイザーボードの事務局を、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課におく。

(その他)

第 8 この要綱で定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 19 日から施行する。